

マイナンバー制度導入に伴う個人番号（マイナンバー）の提供のお願い

児童扶養手当・特別児童扶養手当等を申請される際には、「行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に基づき、個人番号（マイナンバー）の提供が必要です。

窓口申請時には、マイナンバーを記載していただくとともに、「番号確認」と「身元（本人）確認」が必要になります。

なお、番号確認書類等の提示、提出が困難であると認められる場合等は、「行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」第3条に基づき、地方公共団体情報システム機構が保存する本人確認情報、又は住民基本台帳に記録されている個人番号、及び個人識別事項を子育て支援課職員が確認いたします。

※番号確認は申請者・配偶者・対象児童及び申請者と生計を同一にしている扶養義務者のもの、身元（本人）確認は申請者のものが必要です。

※大田区外にお住まいであった場合は、他市区町村に情報の照会を行う場合があります。

**マイナンバーカードを持っている場合**

マイナンバーカードをご持参ください。

**マイナンバーカードを持っていない場合**

①「個人番号（マイナンバー）の番号確認」ができるもの

②「身元（本人）確認」できるもの

をご持参ください。

**①個人番号記載の公的書類（以下から1点）**

**個人番号確認書類（以下から1つ）**

通知カード

個人番号が記載された住民票の写し等

**②身元（本人）確認書類（以下Aからの場合には1点、Bからの場合には2点）**

**A 写真付身分証明書（以下から1つ）**

運転免許証

パスポート

身体障害者手帳等

官公署発行の写真付身分証明書

住民基本台帳カード（写真付き）

**B 写真無身分証明書（以下から2つ）**

健康保険被保険者証、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書

国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書又は納税証明書

印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可）、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳

源泉徴収票、支払通知書等